

○国立大学法人筑波大学国際イニシアティブ推進機構規程

〔平成29年5月25日〕
〔法人規程第39号〕

国立大学法人筑波大学国際イニシアティブ推進機構規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する国際イニシアティブ推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び業務)

第2条 機構は、筑波大学（以下「本学」という。）の筑波大学国際戦略基本方針に沿って、より効果的かつ迅速に国際戦略を実行し、関係各部門の構成員からなる機構を設置し、情報及び指揮系統の共有を行い、実効性のある課題解決及び運営体制の構築をを図ることを目的とする。

2 機構は、国際イニシアティブを推進するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の重要な国際諸活動の決定
- (2) 前号の国際諸活動の実施組織の決定及び評価
- (3) 実行された国際諸活動の継続実施の決定
- (4) その他国際戦略推進活動に関すること

(機構長)

第3条 機構に、機構長を置き、学長をもって充てる。

2 機構長は、機構を統括する。

(副機構長)

第4条 機構に、副機構長を置き、国際を担当する副学長をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

(機構会議)

第5条 機構に、機構会議を置き、重要事項を審議決定する。

2 機構会議は、次に掲げる構成員で構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 教育を担当する副学長
- (4) 研究を担当する副学長
- (5) 産学連携を担当する副学長

- (6) 学生を担当する副学長
- (7) 財務を担当する副学長
- (8) 人事を担当する副学長
- (9) 医療を担当する副学長
- (10) グローバル・commons機構長
- (11) 国際室長
- (12) 国際を担当する副理事
- (13) 教育推進部長
- (14) 学生部長
- (15) 研究推進部長
- (16) 産学連携部長
- (17) その他機構長が指名する者

(機構会議の議長等)

第6条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 議長は、機構会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、副機構長が、その職務を代行する。

(機構会議の構成員の任期)

第7条 第5条第2項第16号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の構成委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の構成員は、再任されることができる。

(事務)

第8条 機構に関する事務は、国際室において行う。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成29年6月1日から施行する。